

所管部課	子ども未来部保育課	部長	志村 明子		
件名	東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部				
	を改正する条例について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>児童福祉法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正があったことから、整合を図るため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第14条中の「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改正する。</li> <li>②第21条第3項中の「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。</li> <li>③第27条の後段を削除する。</li> <li>④その他所要の文言を修正する。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定(「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和8年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					